

香川県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

香川県知事 池田豊人

## 香川県規則第7号

香川県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

香川県環境影響評価条例施行規則（平成11年香川県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																							
<p>（都市計画法の適用を受ける事業に関する特例）</p> <p>第45条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項又は前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第4条の2から第31条まで（条例第4条の3第2項、第4条の7第1項第3号及び第2項並びに第26条第1項第3号及び第3項を除く。）<u>及び第47条の2</u>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">略</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>条例第26条第1項</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">条例第47条の2</td> <td>事業者</td> <td>都市計画決定権者及び事業者</td> </tr> <tr> <td>次の各号</td> <td>次の各号（都市計画決定権者にあつては第1号から第4号まで、事業者にあつては第5号）</td> </tr> <tr> <td>第4条の4</td> <td>施行規則第45条第3項の規定により読み替えて適用される第4条の4</td> </tr> <tr> <td>第7条</td> <td>施行規則第45条第3項の規定により読み替えて適用される第7条</td> </tr> <tr> <td>第15条</td> <td>施行規則第45条第3項の規定により読み替えて適</td> </tr> </table>	略			条例第26条第1項	略		条例第47条の2	事業者	都市計画決定権者及び事業者	次の各号	次の各号（都市計画決定権者にあつては第1号から第4号まで、事業者にあつては第5号）	第4条の4	施行規則第45条第3項の規定により読み替えて適用される第4条の4	第7条	施行規則第45条第3項の規定により読み替えて適用される第7条	第15条	施行規則第45条第3項の規定により読み替えて適	<p>（都市計画法の適用を受ける事業に関する特例）</p> <p>第45条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項又は前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第4条の2から第31条まで（条例第4条の3第2項、第4条の7第1項第3号及び第2項並びに第26条第1項第3号及び第3項を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">略</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>条例第26条第1項</td> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	略			条例第26条第1項	略	
略																								
条例第26条第1項	略																							
条例第47条の2	事業者	都市計画決定権者及び事業者																						
	次の各号	次の各号（都市計画決定権者にあつては第1号から第4号まで、事業者にあつては第5号）																						
	第4条の4	施行規則第45条第3項の規定により読み替えて適用される第4条の4																						
	第7条	施行規則第45条第3項の規定により読み替えて適用される第7条																						
	第15条	施行規則第45条第3項の規定により読み替えて適																						
略																								
条例第26条第1項	略																							

		用される第15条
	第23条	施行規則第45条第3項の規定により読み替えて適用される第23条

4 第1項又は第2項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第3条の2から第42条まで（第3条の10第2項第4号、第4条第5項、第11条第6項、第30条第4項及び第36条第4号を除く。）及び第50条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第38条第2項	略	
第50条	条例第47条の2	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第47条の2
別表第2	略	
略		

（事業者等が勧告に従わなかった場合の公表）

第49条 略

（環境影響評価に係る書類等の公開の期間）

第50条 条例第47条の2の規則で定める期間は、同条各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定める書類について同条の規定による同意を得た日から起算して30年を経過する日までの期間とする。

（書類の提出部数等）

第51条 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

--	--	--

4 第1項又は第2項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第3条の2から第42条まで（第3条の10第2項第4号、第4条第5項、第11条第6項、第30条第4項及び第36条第4号を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略	
第38条第2項	略
別表第2	略
略	

（事業者等が勧告に従わなかった場合の公表）

第49条 略

（書類の提出部数等）

第50条 略